

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

教育支援課

1 概要

令和7年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和7年2月4日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

- 1 沖縄県立高等学校の証明手数料の額を改める。
- 2 沖縄県立中学校の証明手数料の額を改める。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考】

手数料の種類	単位	現行の金額	改定後の金額
県立高等学校証明手数料	1通につき	200円	300円
県立中学校証明手数料	1通につき	200円	300円

※九州各県における証明手数料の額は概ね400円であり、いずれも沖縄県の額を上回っている。(佐賀県：350円、佐賀県以外の県：400円)

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料の額の適正化を図るものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料の額の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県立高等学校の証明手数料の額を改める。
- 2 沖縄県立中学校の証明手数料の額を改める。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

- 1 条例別表第1及び別表第2で定める県立高等学校及び県立中学校証明手数料は、校長が在学中の生徒以外の者に、卒業又は修了に関する証明書、学校成績証明書等（以下「証明書」という。）を発行する際に徴収する手数料である。
- 2 現在、証明書1通につき200円と定めているが、発行に係る経費を再算定したところ、コスト回収率（経費に対する手数料の割合）が54.1%であった。
- 3 以上のことから、当該証明手数料について、額の適正化を図る必要がある。

手数料の種類	単位	現行の金額	改定後の金額
県立高等学校証明手数料	1通につき	200円	300円
県立中学校証明手数料	1通につき	200円	300円

※九州各県における証明手数料の額は概ね400円であり、いずれも沖縄県の額を上回っている。（佐賀県：350円、佐賀県以外の県：400円）

乙第 号議案

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 証明手数料の項及び別表第2 証明手数料の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。